② 参加グループは、参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。

③ 参加者は、参加企業又は参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。

④ 参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者が必ず含まれていること。

２）参加者及び協力会社の参加要件

参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

① 「国立大学法人九州大学契約事務取扱規程」（平成16年４月１日）第５条及び第６条の定めに該当しない者であること。

② 「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

③ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人九州大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」（平成16年９月１日）に基づく取引停止措置を受けていないこと。

④ 最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑤ 参加者及び協力会社のいずれかが、他の参加者又は協力会社となっていないこと。また、参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の参加者及び協力会社になっていないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ 親会社と子会社の関係にある場合

ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※子会社の定義は、会社法（平成17年７月26日法律第86号）の定義を適用する。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ｂについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３）参加者及び協力会社の資格等要件

参加者及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において令和３・４年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格において「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

イ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成14年度以降に完了した、下記ａ・ｂに示す要件を同時に満たす新営建物の設計業務の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ 建物用途（下記のいずれかの用途のもの。）

宿泊施設（寄宿舎、宿舎、宿泊・研修施設、国際交流会館等）、共同住宅又は公共施設

ｂ 建物規模

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、地上２階建以上かつ延べ面積1,100㎡以上

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより、令和３・４年度において以下に示す等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の格付けを受けていること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件を満たすこと。

ａ 建築一式工事　Ａ又はＢ等級

ｂ 電気工事　Ａ又はＢ等級

ｃ 管工事　Ａ又はＢ等級

イ 提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 平成14年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、下記ａ・ｂに示す要件を同時に満たす新営建物の各担当工事の施工実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ 建物用途（下記のいずれかの用途のもの。）

宿泊施設（寄宿舎、宿舎、宿泊・研修施設、国際交流会館等）、共同住宅又は公共施設

ｂ 建物規模

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、地上２階建以上かつ延べ面積1,100㎡以上